

桜舞う時が過ぎ、緑まぶしい季節になりました。新入社員や新入学生も会社や学校になれ、ほっと一息といったところでしょうか？くれぐれもゴールデンウィーク明け、五月病なる病にかからないようにストレスを溜め込まないでください。私事にはなりますが、ついに4月で入社25年を迎えた私ですが、いつまでも新入社員のような、フレッシュな気持ちで仕事をやっていきたいと思う今日この頃です。さて今回の話ですが、4月から神奈川県も取締りが始まり、ようやく足並みがそろった八都府市ディーゼル車規制の東京都の取締り状況と平成17年4月から東京都と埼玉県で強化が予定されている規制の注意点についてお話したいと思います。

八都府市ディーゼル車規制統報の話

1.違反ディーゼル車運行禁止命令について (3月24日東京都環境局発表)

取締り状況 (平成16年3月23日現在)

路上・物流拠点のべ 92箇所確認・調査		確認・調査台数	適合車両	違反車両
総数		3,265台	3,184台	81台(2.5%)
内訳	都内	1,724台	1,700台	24台(1.4%)
	3県	979台	941台	38台(3.9%)
	1都3県外	562台	543台	19台(3.4%)

運行禁止命令の状況(平成16年3月24日現在)

発令日	処分対象者数	対象台数
平成15年11月4日	4者	4台
平成15年12月26日	5者	5台
平成16年1月29日	4者	5台
平成16年3月1日	1者	1台
平成16年3月24日	6者	6台

調査台数の2.5%が違反車両でした。内訳をみますと、3県及び1都3県外の違反車両の割合が多い事が判ります。私自身も取締りの現場を見たことはありませんが、確実に取締りは行われているようです。

冒頭にもお書きしましたが、神奈川県も取締りが4月から始まり、足並みがそろったこともあり今後さらに取締りが強化されることが予想されます。

2.平成17年4月から強化予定の規制について (東京都・埼玉県)

ご存知だとは思いますが、東京都と埼玉県では平成17年4月から更に規制が強化される予定です。新車に買い替えたり、PM減少装置を取付たからといって安心してはいけません。新車に買い替えた型式及びPM減少装置の適合しているカテゴリを確認する必要があります。

排気ガス規制区分一覧

国の規制	規制前	短期規制	長期規制	新短期規制
年規制	元年・2年規制 適合車以前	5・6年規制適合車	9・10・11年規制 適合車	14・15・16年規制 適合車
型式	U-・W-・以前	KA-・KB-・KC-	KE-・KF-・KG- KJ-・KK-・KL-	KP-・KQ- KR-・KS-
八都府市平成15年 10月1日規制	規制対象	規制対象	規制対象外	規制対象外
東京都・埼玉県の 平成17年4月1日 以降の規制	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象外

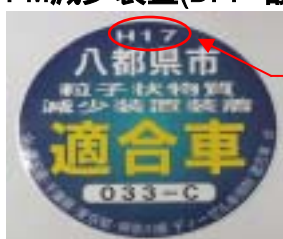
注意が必要なのは、この部分の型式の車両です。

車検証の型式KK-の車両は現在施行されている八都府市ディーゼル車規制に適合しています。

しかし平成17年4月1日以降に東京都と埼玉県で強化予定の規制には適合していません。

現在のディーゼル車規制では、酸化触媒などの取付は必要ありませんが、平成17年4月以降東京都・埼玉県で規制が強化された場合、初度登録から7年経過した時点で、酸化触媒などを取付しなければ東京都と埼玉県は運行することができません。裏を返せば東京都と埼玉県に入らなければ、酸化触媒などの取付は必要ありません。又神奈川県に確認したところ、型式KK-などの長期規制車に酸化触媒などを取付する場合、神奈川県からの補助金は出ないとのこと。補助金の詳細については八都府市にお問い合わせください。

PM減少装置(DPF・酸化触媒)を取付した車両の注意点



ご存知の通り、PM減少装置(DPF・酸化触媒)を取付た車両には左のステッカーが貼られています。ここで確認が必要なのは、この部分がH17となっているかどうかです。H17と記載されていれば東京都と埼玉県で強化予定の規制に適合しています。もし記載されていない場合、強化予定の規制に適合していませんので規制強化後、東京都と埼玉県を運行できません。ご注意ください。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。